



2024年5月8日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 L e T e c h
(コード番号：3497 東証グロース)
住 所 大 阪 府 大 阪 市 北 区 堂 山 町 3 番 3 号
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 宮 地 直 紀
問 合 先 取 締 役 経 営 企 画 本 部 長 兼 人 事 部 長 松 木 高 茂
TEL. 06-6362-3355

和解による訴訟の解決に関するお知らせ

2022年11月11日付「当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」でお知らせいたしましたD r e a m B r i d g e 株式会社（以下「原告」といいます。）より提起されていた違約金請求訴訟について、下記のとおり和解が成立致しましたので、お知らせいたします。

記

1. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯

当社は、2022年8月29日付「資本業務提携契約の締結、第三者割当による普通株式及び種類株式の発行、定款の一部変更、主要株主及び主要株主である筆頭株主並びにその他の関係会社の異動に関するお知らせ」（以下「本お知らせ」といいます。）のとおり、株式会社キーストーン・パートナーズ（以下「キーストーン・パートナーズ」といいます。）を引受人とするエクイティ・ファイナンスによる資金調達（以下「本資金調達」といいます。）を行っております。

本資金調達に至る過程において、当社は、複数の出資候補者の1社であった原告との間で、株式増資も含めたファイナンスの実現に向けて協議することを内容とする覚書（以下「覚書」といいます。）を締結しました。

最終的に、当社は、前述したとおり、キーストーン・パートナーズから本資金調達を行うことになりましたが、これに対し、原告は、当社に対し、本資金調達が覚書に違反することを理由として違約金200百万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める訴訟を提起しました。

当社は、同訴訟において、当社に覚書違反のないことを主張してきましたが、今般、裁判所から和解による解決が提案されたことを受け、当社は原告の主張を認めるものではないものの、本件訴訟の更なる長期化により今後生じることとなる経済的・人的コストの負担等を総合的に考慮し、裁判所の提案に応じることが合理的であると判断するに至りました。

2. 和解の相手方

(1) 商号

D r e a m B r i d g e 株式会社

(2) 本店所在地

東京都渋谷区桜丘町 29-35 渋谷Dマンション6W

(3) 代表者の氏名

小塚 英一郎

3. 和解の内容

当社は、原告に対し、本件和解金として金 20 百万円を支払います。他方、原告は当社に対する本件訴訟についてのその他の請求を放棄します。これに加え、当社・原告間で、本件に限らず、一切の債権債務がないことを確認します。

4. 今後の見通し

本件和解金については、2024 年 7 月期において特別損失として計上する予定です。

なお、公表中の 2024 年 7 月期通期業績予想について変更はございません。

以 上